



3月4日からJR芸備線のダイヤが変わります

平日と土休日で異なるダイヤ
平日と土休日で運行本数や時刻が異なります。
お財布にも入れやすいポケット時刻表を向原駅・吉田口駅・甲立駅で配布していますので、詳細なダイヤ確認にご活用ください。(改正後の新しいものは、3月1日から配布予定)



土休日に三次〜広島間快速列車増便に伴う運行時間短縮
日中の広島方面行きが2本、夕方以降の三次方面行きが1本増便される

アンケート記入用紙

裏面アンケートの答えをご記入ください。

切り取り線

A1 { }
A2 { }
A3 { }

ふりがな
お名前
性別 男 ・ 女 年齢 歳
〒
住所
☎() -

お預かりした個人情報の取り扱いにつきましては厳重に管理し、取得目的以外には使用しません。
※取材のため、こちらからの連絡をご希望されない場合は ご連絡不可
右にチェックを入れてください。

4月1日からゴミの収集日程が変わります

4月1日からごみの収集日程が次のとおり変更となります。
各町ごとの「平成29年度ごみ収集カレンダー」は2月末の通知広報で配布する予定です。詳細についてはそちらをご覧ください。
きれいなセンターにごみを持ち込む場合は従来のとおりです。
なお、きれいなセンターに持ち込む際に、車両からごみが落ちる事案が

市税・使用料等の納付がコンビニエンスストアでできるようになります

平成29年4月1日から市税や使用料等の納付がコンビニエンスストア(以下「コンビニ」)でできるようになります。
コンビニの営業時間内であれば、夜間・休日でも納付していただくことができますので、ご利用ください。なお、金融機関等での納付については今までと変更はありません。
【コンビニで納付できない納付書】
・コンビニ収納用バーコードが印字されていない納付書
・コンビニ収納用バーコードが印字されていない納付書

されていても、破損・汚損等により読み取りできない納付書
・納付書1枚あたりの合計金額が30万円を超えるもの
・コンビニ使用期限が過ぎた納付書
・金額が訂正された納付書
【注意事項】
これまで市県民税(普徴)と固定資産税の納付書は冊子の状態で送付していましたが、コンビニ納付の開始に伴い冊子ではない状態で送付されます。納付される際には納期限をよくお確かめください。

夜間納付窓口を終了します

コンビニ納付の開始に伴い、毎月第4木曜日に税務課で開設していた夜間納付窓口を平成29年3月で終了します。
4月以降については、夜間・休日などでも納付できるコンビニ納付をご利用ください。

【日時】
3月23日(木) 17時15分〜19時
【場所】
安芸高田市役所 本庁 税務課

【お問い合わせは、各担当課まで】
お問合わせは、各担当課まで

【コンビニで納付できる市税・使用料等】

納付できる市税・使用料等	お問い合わせ先
市県民税(普徴)	税 務 課 ☎42-5614
固定資産税	
軽自動車税	
国民健康保険税(普徴)	
保育所保育料	子育て支援課 ☎47-1283
児童クラブ保護者負担金	高齢者福祉課 ☎42-5618
介護保険料	保健医療課 ☎42-5619
後期高齢者医療保険料	住宅政策課 ☎47-1202
住宅使用料	
住宅使用料等	上下水道課 ☎47-1203
水道事業水道使用料	
簡易水道使用料※	
飲料水供給施設水道使用料※	
し尿収集手数料	
公共下水道使用料	
特定環境保全公共下水使用料	
農業集落排水使用料	
浄化槽使用料	
コミュニティプラント使用料	
受益者負担金(分担金)	教育総務課 ☎42-0049
幼稚園保育料	

※事業統合により4月1日以降は「水道事業水道使用料」として統一します。

	平成29年度「ごみ種類別収集日程」				
	可燃ごみ	古紙	ペット・容器プラ・紙パック	燃えないゴミ	粗大ごみ
吉田	火・金	※第1・3水曜日	第2・4水曜日	第1・3木曜日	4/24・11/27
八千代	火・金	※第1・3水曜日	★第1・3木曜日	第2・4木曜日	4/17・10/2
美土里	月・木	第2・4金曜日	★第1・3水曜日	★第2・4水曜日	4/10・11/6
高宮	月・木	★第2・4金曜日	※第1・3水曜日	★第2・4水曜日	5/22・10/23
甲田	★月・★木	第2・4水曜日	※第1・3水曜日	★第2・4金曜日	6/26・12/11
向原	火・金	★第1・3木曜日	★第2・4水曜日	※第1・3水曜日	9/11・3/12

★……平成29年度から変更となる項目 ※……1月は第3・5水曜日に収集します

増えています。
持ち込む際には、車両からごみが落ちないようにシートをかぶせたり、ロープでしばるようになってください。